

岩手県告示第 618 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------------|-------------------------|------------------|
| わんぱくこどもクリニック | 盛岡市向中野字千刈田 66 の 1 | 平成 18 年 4 月 12 日 |
| 本宮 C クリニック | 盛岡市向中野字千刈田 65 の 1 | 平成 18 年 4 月 12 日 |
| 久保田医院 | 盛岡市大館町 26 番 3 号 | 平成 18 年 3 月 1 日 |
| ニュー鶯山荘クリニック | 岩手郡雫石町鶯宿第 10 地割 31 番地 9 | 平成 18 年 4 月 24 日 |
| 岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター | 紫波郡紫波町桜町字三本木 32 番地 | 平成 18 年 4 月 1 日 |